

自治基本条例に関するコメント(座長作成)

1 全体的にみて

① 同義語として用いられている次の語彙が混在している。用語の統一が望ましい。

・「本市」(第1条、第2条第1項、第4条)、「市内」(第3条第2号)、「日田市」(第4条第3号、第12条第2項) ただし、第4条第3号では、各号列記以外の部分で「本市の自治」とあるので、削ってもよいのではないか。

→「日田市」は「本市」に修正します。「市内」を「本市」に変えても意味が変わらなければ修正します。第4条第3号は、確かに重複しますが「本市」として残したいと思います。

・「市政」(第13条第4項、第15条第1項、第17条第1項、第22条第1項、第26条第1項など)と「市政運営」(第2条第2項、第5条第2号、第15条第1項、第20条第1項など) これについては「市政の運営」としてはどうか。

→明確な基準があって使い分けているわけではありませんが、一つの条例上で「市政」と「市政運営」という用語があってもよいと考えています。

② 句点の打ち方を吟味してほしい。例えば、第3条第7号では「連携し、協力し」となり、同条第9号では「法人その他の団体」となろう。

→再確認します。ご指摘の2箇所については修正します。

③ 並列助詞「や」は、通常法令文に用いないのではないか。(第12条第2項、第15条第1項、第19条第2項)これについては「及び」、「又は」で対応してはどうか。

→表現を柔らかくするため「や」を使っていますが、この条例上で「及び」との使い分けを明確にしているわけではありません。したがって、通常どおり「及び」を使い、統一するということでは構いません。

2 個別的には次のとおり。

① 第1条の「市民」の後に「事業者等」は入らないか。

→第7条に「事業者等の権利及び責務」を入れていますが、条例全体で「事業者等」が出てくる箇所があまりないことから、第1条では分かりやすさも考えて外しています。

- ② 第3条第3号は「公営企業管理者」の前に並列の接続詞「及び」を入れてはどうか。
また、市長は別格だから「市長並びに」とするべきではないか。
→ご指摘のとおり、「及び」を入れます。また、今は、『意味上の区別をつけずに』接続していますが、『意味上の区別をつけて』別格として、「市長並びに」変えたほうがよいということになれば修正します。
- ③ 第3条第6号の「主体的に係わり」の「係わり」は常用外の表記であろう。ここは「主体的にかかわって行動し」または単に「主体的に行動し」でよいのではないか。
→ご指摘のとおり、「主体的に係わり」を「主体的にかかわり」に修正します。
- ④ 第4条の「基本原則に即して」は、「基本原則に基づいて」や「基本原則に従い」が通常表現と思う。
→ご指摘のとおり、「基本原則に基づいて行うものとする」に修正します。
- ⑤ 第4節の「コミュニティ」は「地域コミュニティ」ではないか。したがって、目次も訂正。
→当初からのまま残しているものであり、変えたほうがよいということになれば、ご指摘のとおり修正します。
- ⑥ 第13条第1項、第2項の「市」は「本市(日田市)」ではないか。
→ご指摘のとおり修正します。
- ⑦ 第15条の見出しは「市民参画」ではないか。目次も「市民参画と協働」か。
→当初、「参画と協働の推進」という見出しであり、それを「参画」と「協働」の2条に分けています。変えたほうがよいということになれば、ご指摘のとおり修正します。
- ⑧ 第16条第1項の「お互い」の「お」の敬語は不要だ。
→ご指摘のとおり修正します。

⑨ 第18条の見出しに「創意工夫に基づく市政運営」とあるが、同条にはその創意工夫が見当たらない。「柔軟な市政の運営」ではないか。

→「創意工夫」という用語は条文中に使っていませんが、第1項、第2項の趣旨としては、含まれているものとしています。「柔軟な市政運営」と変えても、この条の意味合いが変わらなければ変えても問題ないと考えます。

⑩ 第19条第1項の後段は文脈がおかしい。「重要な政策課題については、組織横断的かつ柔軟な組織形態」ではないか。

→第1項の趣旨としては、「重要な政策課題」というものだけではなく、「重要な政策課題で部署がまたがるもの」の場合に、各部署からなる「プロジェクトチーム」などによる柔軟な組織形態の活用を行うというもの。「重要な政策課題」であっても、単独の部課で対応できる場合は含まないと考えます。

⑪ 第23条第2項は「前項の公募等を行う場合は、」にしたい。

→第2項は、「公募等を行う場合は、」というよりも、「委員を選任する場合は、」という趣旨で考えています。

⑫ 第24条はすべて市議会を含む「市」でよいか。

→第1項については、判断が難しいが幅広く捉えるため「市」としています。

第2項は情報公開条例のことであり、情報公開条例の実施機関には「議会」が含まれています。

第3項、第4項については、文書の管理についてであり、日田市議会事務局規程の中で、文書管理については「市長の事務部局の例による」としており、「市」として問題ないと考えます。

⑬ 第29条第2項の「関係機関」は削るのではなかったか。

→削るという話になりましたが、「消防団」「社会福祉協議会」を読み取る用語がなかったため残しています。